

加古川市障がい児保育事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、心身に障がいをもつ児童（以下「障がい児」という。）の福祉の増進を図るため、保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により認可を受けた保育所をいう。）、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条及び同法第17条の規定により認定又は認可を受けた認定こども園をいう。）を設置、運営する事業者（以下「事業者」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条に規定する地域型保育を行う事業者（以下「地域型保育事業者」という。）に対し、障がい児の保育に必要な経費の一部を予算の範囲内において補助することについて、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号）に定めるもののほか必要事項を定める。

（補助の対象）

第2条 補助金の交付の対象は、次のいずれかに該当する児童を受け入れている事業者及び地域型保育事業者とする。

（1）障がい児保育事業（特）に該当する児童

ア 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の受給対象児童

イ 身体障害者手帳1級から4級の交付を受けている児童

ウ 療育手帳A判定及びB(1)判定を受けている児童

（2）障がい児保育事業（他）に該当する児童

ア 身体障害者手帳5級から6級の交付を受けている児童

イ 療育手帳B(2)判定を受けている児童

ウ 保護者が関係機関に相談し、診断名がついている児童

エ 児童福祉法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証の交付を受けている児童

オ 別表第1の認定基準に該当する行動障害がおおむね10項目以上、常に日常的に現れる3歳児以上の児童

カ その他障がい児保育事業（他）に該当すると市長が認める児童

（対象児童の報告）

第3条 前条の規定に該当する児童を受け入れている施設の長（以下「施設長」という。）は、障がい児保育事業補助金対象児童報告書（様式第1号）によりその状況を市長に報告するものとする。

（対象児童の認定）

第4条 市長は、前条の規定に基づく報告を受けたときは、報告内容について審査及び現地調査を行い補助対象児童の認定の可否を決定するものとする。この場合において、補助対象児童が第2条各号のいずれにも該当する場合は、同条第1号に該当する児童として認定する。

(認定の通知)

第5条 市長は、前条の規定による補助対象児童の認定の可否を決定したときは、加古川市障がい児保育事業補助対象児童認定通知書(様式第2号)により、速やかにその旨を施設長に通知するものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表第2に掲げる補助基準額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助申請者」という。)は、加古川市障がい児保育事業補助金交付申請書(様式第3号)に必要な書類を添えて指定する期日までに市長へ提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査するとともに、必要に応じて行う実地調査等により、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、加古川市障がい児保育事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により、速やかにその旨を補助申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業が完了したとき又は前条の交付決定に係る市の会計年度が終了したときは、加古川市障がい児保育事業補助金実績報告書(様式第5号)に市長が必要と認める書類を添えて、速やかに市長へ提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該報告書等の審査及び必要に応じて行う実地調査等により交付すべき補助金の額を確定し、加古川市障がい児保育事業補助金確定通知書(様式第6号)により当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後において、補助金を補助事業者へ交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、加古川市障がい児保育事業補助金請求書(様式第7号)を速やかに市長へ提出しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年8月31日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附則

この要綱は、令和6年10月9日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

認定基準

No.	行 動 障 害
1	話しかけても視線が合わない。
2	集団行動に入れない時間が多い。
3	全体への指示が理解できず、個別指導が必要。
4	落ち着きがなく動き回る。
5	思い通りにいかないとかんしゃくを起こす。
6	名前を呼んでも反応（振り向く、立ち止まるなど）をしない。
7	興味や関心に偏りが見られる。（回るもの、光るもの、水など）
8	手をひらひらさせたり、くるくる回るなどの常同行動が見られる。
9	日常のスケジュールを変更すると不安になり、パニック行動になる。
10	高いところに上がったり、道に飛び出すなど危ないことを平気でする。
11	自分の体をたたいたり、頭をぶつけるなどの自傷行為がある。
12	他の子どもや周囲に関心を示さない。
13	気持ちの切り替えが難しい。
14	言葉の遅れが目立つ。（単語を並べるだけで、簡単な文が言えない）
15	意味なく友だちをたたいたり押したりする。
16	音や光、においに過敏に反応する。（耳をふさぐ、目を細めるなど）
17	食事について心配なことがある。（極端な偏食等）
18	順番を待つことが難しい。「後で〇〇する」が理解できない。
19	他の子を押しのかたり、おもちゃを独り占めしたりする。
20	保護者が関係機関に相談をしている。【関係機関名：加古川市立こども療育センター・ひょうご発達障害者支援センター「クローバー」・子育て相談センター・その他（ ）】
	施設が関係機関に相談をしている。【関係機関名：加古川市立こども療育センター・ひょうご発達障害者支援センター「クローバー」・子育て相談センター・その他（ ）】

別表第 2（第 6 条関係）

補 助 基 準 額	
障がい児保育事業（特）に該当する児童	第 2 条第 1 号に該当すると認定を受けた児童の入所月数の合計に 72,000 円を乗じた金額
障がい児保育事業（他）に該当する児童	第 2 条第 2 号に該当すると認定を受けた児童の入所月数の合計に 25,000 円を乗じた金額

（注）月途中で認定された補助対象児童については、認定日の属する月の初日から該当とみなす。

加古川市障がい児保育事業補助金対象児童報告書

施設名							
対象児童	住 所						
	ふりがな		年齢		認定号数	号	
	氏 名		4 月 1 日 現在	歳			
	生年月日	年 月 日 生	クラス名	(歳児)			
	今年度 入所期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (月)					
	対象児童に対する加配保育士			有 ・ 無			

(障害認定の状況)

	等級 (判定)	記号番号	備考（認定日等）
特別児童扶養手当			
身体障害者手帳			
療育手帳			
通所支援（通所先）			
診断名			

(日常において常に現れる行動障害の状況) ※該当する行動障害のNo.を○で囲むこと。

No.	行 動 障 害
1	話しかけても視線が合わない。
2	集団行動に入れない時間が多い。
3	全体への指示が理解できず、個別指導が必要。
4	落ち着きがなく動き回る。
5	思い通りにいかないとかんしゃくを起こす。
6	名前を呼んでも反応（振り向く、立ち止まるなど）をしない。
7	興味や関心に偏りが見られる。（回るもの、光るもの、水など）
8	手をひらひらさせたり、くるくる回るなどの常同行動が見られる。
9	日常のスケジュールを変更すると不安になり、パニック行動になる。
10	高いところに上がった、道に飛び出すなど危ないことを平気でする。
11	自分の体をたたいたり、頭をぶつけるなどの自傷行為がある。
12	他の子どもや周囲に関心を示さない。
13	気持ちの切り替えが難しい。
14	言葉の遅れが目立つ。（単語を並べるだけで、簡単な文が言えない）
15	意味なく友だちをたたいたり押したりする。
16	音や光、においに過敏に反応する。（耳をふさぐ、目を細めるなど）
17	食事について心配なことがある。（極端な偏食等）
18	順番を待つことが難しい。「後で〇〇する」が理解できない。
19	他の子を押しつけたり、おもちゃを独り占めしたりする。
20	保護者が関係機関に相談をしている。【関係機関名：加古川市立こども療育センター・ひょうご発達障害者支援センター「クローバー」・子育て相談センター・その他（ ）】
	施設が関係機関に相談をしている。【関係機関名：加古川市立こども療育センター・ひょうご発達障害者支援センター「クローバー」・子育て相談センター・その他（ ）】

※幼児保育課記入欄 住民C

障害認定の状況	行動障害の状況				補助の要否	担当者	昨年度の 状況
合 ・ 否	項目数	項目	現地確認	項目	特・他・否		申請なし 特・市・否

※幼児保育課記入欄

現地確認

調査日時	年 月 日 () 時
応対者（施設）	
担当（加古川市）	

(状況・対象児童の様子等)

[illegible]

第 号
年 月 日

様

加古川市長



加古川市障がい児保育事業補助対象児童認定通知書

みだしのことについて、報告書及び現地確認の結果により、下記のとおり認定しましたので、通知します。

記

氏名	年齢	補助区分	補助月額	備考

【認定基準】

(基準日) 年4月1日

*途中入園児は入園日とする。

*入園日以降に手帳が交付された場合は手帳交付日の属する月の初日とする。

(補助区分) (1)障がい児保育事業(特)認定児童に該当する児童

ア 特別児童手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134条)に基づく特別児童扶養手当の受給対象児童

イ 身体障害者手帳1級から4級の交付を受けている児童

ウ 療育手帳A判定及びB(1)判定を受けている児童

(2)障がい児保育事業(他)認定児童に該当する児童

ア 身体障害者手帳5級から6級の交付を受けている児童

イ 療育手帳B(2)判定を受けている児童

ウ 保護者が関係機関に相談し、診断名がついている児童

エ 児童福祉法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証の交付を受けている児童

オ 補助金対象児童報告書を基に確認し、「行動障害」がおおむね10項目以上該当すると判断された3歳児以上の児童

カ その他障がい児保育事業(他)認定児童に該当すると市長が認める児童

加古川市障がい児保育事業補助金交付申請書

年 月 日

加古川市長 様

補助申請者
所 在 地
施 設 名

代表者氏名

補助金の交付を受けたいので、加古川市障がい児保育事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

補 助 年 度	
補 助 金 の 名 称	
補 助 事 業 の 名 称	
補 助 事 業 の 内 容	
補助金の交付申請額	円
補助事業の着手及び完了年月日	年 月 日から 年 月 日まで
添 付 書 類	

加古川市障がい児保育事業補助金交付（不交付）決定通知書

第 号
年 月 日

様

加古川市長 印

補助金の交付について次のとおり決定しましたので、加古川市障がい児保育事業補助金交付要綱第8条の規定により、通知します。

補 助 年 度	
補 助 金 の 名 称	
交 付 申 請 年 月 日	年 月 日
補 助 事 業 の 名 称	
補 助 事 業 の 内 容	
交 付 の 可 否	交 付 ・ 不 交 付
不 交 付 の 理 由	
補 助 金 の 交 付 決 定 額	円
補 助 金 の 交 付 条 件	
交 付 申 請 書 の 取 下 申 出 期 間	年 月 日まで

加古川市障がい児保育事業補助金実績報告書

年 月 日

加古川市長 様

補助事業者
所 在 地
施 設 名

代表者氏名

加古川市障がい児保育事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、補助事業の実績を次のとおり報告します。

補 助 年 度	
補 助 金 の 名 称	
補 助 事 業 の 名 称	
交付決定年月日及び番号	年 月 日 第 号
補助金の交付決定額	円
補助事業の実績内容	
添 付 書 類	

加古川市障がい児保育事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

加古川市長 印

補助金の額を確定したので、加古川市障がい児保育事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、次のとおり通知します。

補 助 年 度	
補 助 金 の 名 称	
補 助 事 業 の 名 称	
交付決定年月日及び番号	年 月 日 第 号
補 助 金 交 付 決 定 額	円
補 助 金 確 定 額	円
そ の 他	

加古川市障がい児保育事業補助金請求書

年 月 日

加古川市長 様

補助事業者
所 在 地
施 設 名

代表者氏名

補助金の交付を受けたいので、加古川市障がい児保育事業補助金交付要綱第 1 1 条の規定により、次のとおり請求します。

補 助 年 度	
補 助 金 の 名 称	
補 助 事 業 の 名 称	
確定通知年月日及び 番 号	
補 助 金 請 求 額	円
添 付 書 類	